

議員提出議案第 8 号

山内崇仁議員に対する議員辞職勧告決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 18 日

渋川市議会議長 安 川 信 之 様

提出者	渋川市議会議員	茂	木	弘	伸
	同	反	町	英	孝
	同	後	藤	弘	一
	同	角	田	喜	和
	同	加	藤	幸	子
	同	中	澤	功	史
	同	福	島	丘	泰
	同	高	野	佳	美

別紙

議員提出議案第8号

山内崇仁議員に対する議員辞職勧告決議

我々渋川市議会議員は、法令を遵守し、国民としての義務を果たすことはもとより、市民の負託を受けた議員として、常に高い倫理観と責任感を持って行動しなければならない。

令和8年6月29日、本市議会議員が県税及び市税を滞納し、議員報酬を差し押さえられていたことが新聞報道により明らかとなった。その後、7月14日の各派代表者会議において、会派「きぼう」の望月昭治代表から、当該議員が山内崇仁議員であることが明らかにされ、本人から謝罪があった。

事実関係の確認によれば、令和6年11月から令和7年10月までの間に、県税及び市税の滞納により計5回にわたり差押えを受けていた事実が判明している。納税は国民の義務であり、ましてや、市民に税の負担を求め、その使途を厳正に審議すべき市議会議員が、督促等を受けながら滞納を繰り返し、複数回の差押えに至ったことは極めて重大である。滞納分をその後に納付したとしても、滞納を繰り返した事実と公職者としての責任が解消されるものではない。

さらに、山内崇仁議員は、議員全員協議会においても税の種類や滞納の詳細について十分な説明を行わず、新聞報道をもって市民に対する説明責任を果たしたかのような認識を示した。また、自らの進退について「支援者と相談して決める」旨を述べながら、その後も納得のいく結論や声明を明らかにしていない。

こうした一連の行為とその後の不誠実な対応は、市議会議員としての責任意識及び政治倫理観を著しく欠くものと言わざるを得ない。市民の代表として予算、決算その他の重要な議案を審議する立場にある者として、その適格性に重大な疑念を生じさせるとともに、渋川市議会に対する市民の信頼を大きく失墜させた責任は極めて重大である。

よって、渋川市議会は、山内崇仁議員に対し、本件の重大性を真摯に受

け止め、自らの政治的・道義的責任を明確にするため、速やかに自らの意思により議員を辞職することを強く勧告する。

令和８年９月 日

渋川市議会